# 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律に係る関係政令の考え方

# I 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の考え方

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止
- (2)経過措置
- ① 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「能開機構」)から国が承継する資産及び債務は、<u>厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める</u>こととし、当該資産及び債務は、一般会計又は労働保険特別会計の雇用勘定に帰属すること。
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「雇用支援機構」)及び独立行政法人勤労者退職金共済機構 に承継する資産及び債務等に係る所要の手続の整備 ア 承継計画書の作成基準として、各法人に移管する業務に係る権利及び義務について帰属する勘定を定めること。

イ 雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職金共済機構が承継する資産及び債務について、その価値の適切な評価

- を行うため、<mark>評価委員の任命</mark>や<mark>評価の手続</mark>について定めること。 ウ 職業能力開発促進センター等の譲渡により生じた収入額の国庫納付等の手続を定めること。
- ③ 雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年3月31日までとすること。
- ② 権用又抜機博の主にる事務所を宋京部に直く期限を<u>平成24年3月31日</u>よくこ9ること。
- (3) その他の関係規定の整備等 職業能力開発促進センター等について、希望する都道府県に受入条件が整う場合に移管することとなるため、当該 **移管対象の職業能力開発促進センター等について運営費交付金等の対象に加える**等の雇用保険法施行令の一部改正を
- (4)施行期日 **平成23年10月1日**(準備行為等は公布日施行)

行うほかその他関係規定の整備を行うこと。

- Ⅱ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の考え方
- (1)評価委員の任命等 平成23年10月以降に政府が雇用支援機構に対して土地等を出資する場合、その価値の適切な評価を行うため、当該 資産に係る<mark>評価委員の任命や評価の手続</mark>について定めること。
- (2) 積立金の処分の手続 雇用支援機構の中期計画終了時の積立金の処分に係る承認の手続や国庫納付手続について定めること。
- (3) その他関係規定の整備を行うこと。
- (4)施行期日 <u>平成23年10月1日</u>

### 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律に係る関係省令の考え方

## 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の考え方

- (1) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令</u>(以下「能開機構財会省令」という。) <u>の廃止</u>
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「雇用支援機構」)に職業能力開発業務等を移管するため、 「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」について能開機構財会省令 の一部の事項を追加する等所要の改正を行うこと。(例:業務方法書の記載事項に職業能力開発業務に関する事項を追加)
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正 独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「勤退機構」)に財形業務を移管するため、「独立行政法人勤労者退職 金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」について能開機構財会省令の一部の事項を追加する等所要 の改正を行うこと。(例:業務方法書の記載事項に財形業務に関する事項を追加)
- (4) 雇用支援機構又は勤退機構の採用に係る手続

雇用支援機構又は勤退機構の採用に係る手続等は、「労働基準法施行規則」等の趣旨を踏まえ、以下の通り。

- ア 雇用支援機構又は勤退機構における労働条件の内容となるべき事項 労働基準法施行規則第5条に準じた事項(例:労働契約期間、賃金等(別紙参照))とすること。
- イ 雇用支援機構等の労働条件及び採用の基準の提示の方法 雇用支援機構又は勤退機構における<u>労働条件及び採用の基準を記載した書面</u>を能開機構の職員に交付することに より行うほか、同職員が勤務する場所の見やすい場所に<mark>常時掲示又は備え付け</mark>ることとすること。
- ウ 能開機構の職員の意思の確認の方法 雇用支援機構又は勤退機構の職員になることに関する能開機構の<mark>職員の意思確認は、書面により行うこと</mark>。
- 工 能開機構による名簿の作成のために必要な事項名簿には、雇用支援機構又は勤退機構の職員となるべき者の氏名、生年月日、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載すること。また、当該名簿には、雇用支援機構又は勤退機構が必要と認める書類、名簿に載せる判断の基礎とした資料を添付すること。
- (5) 職業能力開発促進センター等の譲渡により生じた収入額の国庫納付等の手続等その他関係規定の整備を行うこと。
- (6)施行期日 平成23年10月1日(準備行為等は公布日施行)

#### 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律に係る関係告示の考え方

#### 職業能力開発促進センター等の都道府県に対する譲渡に係る関係告示の考え方

- (1) 都道府県に譲渡する職業能力開発促進センター等の機能維持について厚生労働大臣が定める基準 都道府県に譲渡する職業能力開発促進センター等の機能維持要件として、高率補助期間中、厚生労働大臣が定める
  - 都道府県に譲渡する職業能力開発促進センター等の機能維持要件として、高率補助期間中、厚生労働大臣が定める 基準については以下の通り。
  - ① 都道府県は、職業能力開発促進センター等の譲渡を受けた日の属する前年度に独立行政法人雇用・能力開発機構 又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っていた高度な職業訓練の訓練科目、内容、定員等につい て、特段の理由のない限り縮減することなく、その訓練の規模及び質を維持すること。 特段の理由があり、訓練科目、内容、定員等の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、②の地域協議会の意 見を聴き、その意見を尊重するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構(平成23年10月1日以後は独立行政法 人高齢・障害・求職者雇用支援機構)を通じて変更内容及び地域協議会の意見等を厚生労働大臣に事前に報告する こと。
  - ② 都道府県は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、<a href="mailto:bulleto
  - ③ 都道府県は、毎年度、<u>職業能力開発促進センター等における訓練計画を策定</u>するとともに、計画期間が始まるまでに地域協議会の意見を聴き、その意見を尊重すること。
  - ④ 都道府県は、毎年度の訓練実施状況を地域協議会及び厚生労働大臣に報告すること。
- (2) その他関連告示の整備 その他関連告示の整備を行うこと。
- (3)施行期日 公布日